

仙台市坪沼小学校跡施設利活用事業に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(令和元年 12 月 20 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 仙台市立坪沼小学校跡施設の建物及びその敷地を本市より借り受け、利活用を行う事業（以下「利活用事業」という。）を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その選定を適正に行うため、仙台市坪沼小学校跡施設利活用事業に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審査委員会は、次に掲げる事項について調査し、審議を行う。

- (1) 利活用事業を実施する事業者の公募内容に関する事
- (2) 提案書の提出者を選定するための基準に関する事
- (3) 最も優れた提案書を特定するための評価基準に関する事
- (4) 参加資格の審査に関する事
- (5) 提案書の審査に関する事
- (6) その他利活用事業を実施する事業者の選定に必要な事項

(組織及び委員)

第 3 条 審査委員会は、5 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる本市の職員をもって充てるとともに、利活用事業に係る地域の地縁団体から推薦を受けた代表者及び財務に関し識見を有する者を市長が委嘱する。

- (1) 財政局財政部長
- (2) 太白区役所まちづくり推進部長
- (3) 教育局総務企画部長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から利活用事業を実施する事業者の選定が終了した日までとする。

(委員長)

第 5 条 審査委員会に委員長を置き、財政局財政部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、太白区役所まちづくり推進部長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、審査委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、審査委員会の会議を開くいとまがないと認めるときは、持ち回りで決議することにより、前項の規定による議決に代えることができる。

5 審査委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、財政局財政部財政企画課、太白区役所まちづくり推進部まちづくり推進課、教育局総務企画部学校規模適正化推進室が共同で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年12月20日より実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、利活用事業を実施する事業者の選定が終了した日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年6月15日改正)

この要綱は、令和3年6月15日から実施する。